

第4章 | 発達障害の人の防災支援

発達障害の人や家族、支援する方々向けに、それぞれの立場において、災害への備え、災害時の対応などについて配慮すべきことなど、防災支援の要点をまとめました。

- 1 本人・家族編
- 2 地域の小学校・中学校編
- 3 特別支援学校編
- 4 障害者施設編



1 本人・家族編

「事前」の備え

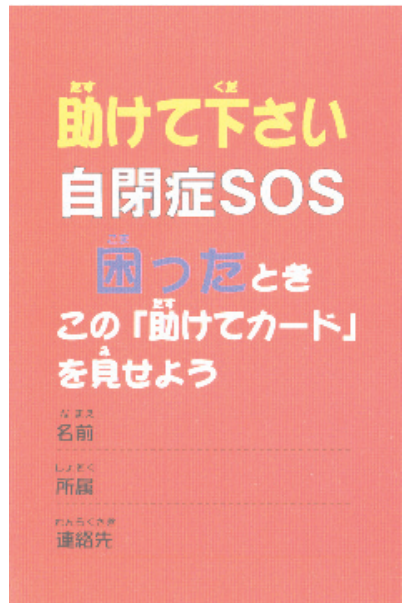
- ① **災害時要援護者名簿に登録しましょう**
 市町村では要援護者名簿をもとに避難支援プランや個別計画を作成します。
 事前に市町村役場で登録しておきましょう。

災害時要援護者台帳（手上げ方式）受付カード

受付日時	平成 年 月 日 時		
受付別	来庁 電話 その他（ ）		
対象者氏名		性別	男 女
対象者住所			
連絡者氏名			
連絡者住所			
要援護者別	一人暮らし高齢者 高齢者世帯 要介護者 障害者 外国人 乳幼児 妊婦		
対応課	高齢福祉課 障害福祉課 市民課 保育課 学務課 保健センター		
備考			

- ② 『助けてカード』を記入して持っておきましょう

日本自閉症協会の『助けてカード』などを書いて用意しておきましょう。
 災害時の援助や避難生活での支援のために、一人ひとりの状況を理解してもらうのに有効です。



- ③ **避難場所を確認しておきましょう**

一般の一次避難所だけでなく福祉避難所の指定などについて確認しておきましょう。

また学校や施設などでお世話になっている支援者の方に避難所として利用可能か聞いておきましょう。

④ 非常持ち出し袋（防災リュック）を準備しておきましょう

自分を守るためのものを家族・支援者と協力して3日間位を想定し重すぎない範囲で準備しておきましょう。

1) 命を守るもの

例：薬、飲みもの、ホッカイロなど

2) 気持ちを安心させるもの

例：イヤーマフ、イヤホン、
お気に入りのタオルなど

3) 自分のことをわかってもらうためのもの

例：『ヘルプカード』、メッセージカード、筆記用具など

4) 一人で時間を過ごすためのもの

例：トランプや電源がなくても楽しめるおもちゃやゲーム、
好きな本、紙と色鉛筆など

5) その他あるといいもの

例：懐中電灯、ラジオ、電池の予備、ろうそく、ライター、
下着など



⑤ 防災訓練に参加しましょう

日頃から学校・施設や地域の防災訓練に参加して災害時の避難方法を確認しておきましょう。災害の発生を理解できなくても「訓練です！」の声掛けで迅速に行動できた例もあるそうです。

⑥ 自閉症・発達障害への理解を

自閉症・発達障害について周囲の人たちが理解していると助かることが沢山あります。日頃から隣近所や地域の方々に本人のことを知ってもらっておきましょう。

さいがい お
災害が起こったら

① 危険から身を守りましょう

突然の地震などの場合、

- ・机の下にもぐる
- ・カバンや座布団などを使って頭を守る

など出来るようにしておきましょう。



② 安全なところに避難

学校の先生、施設の支援者や職場の方々の指示に従って安全なところに避難しましょう。



避難生活

① 落ち着ける場所を確保しよう

本人の状況により、落ち着ける条件が異なります。

- 1) 落ち着けるスペース（パーティションなど等による）
- 2) 落ち着ける部屋（福祉避難室）
- 3) 落ち着ける避難所（福祉避難所）

など、『助けてカード』などを活用して本人が落ち着ける状況を明確に伝え、落ち着ける場所を確保しましょう。



② 避難所に行けない人

避難所で生活することができず、やむを得ず自家用車やテントで生活する場合があります。そのような場合でも以下のことを忘れず、安全・健康に注意して下さい。

- 1) 車やテントは周囲の安全を確保して設置する。
- 2) 情報や配給物を確保するため、避難所に定期的に顔を出す。
- 3) 安全や心の健康のため、隣近所と声を掛け合う。
- 4) 車やテントに閉じこもらず、出来るかぎり外で身体を動かす。

また、車中泊で起こりやすい「エコノミークラス症候群」を予防するため、

- 1) 足踏みなどをして身体をこまめに動かして長い時間同じ姿勢を取らない。
- 2) 服をゆるめるなどして、身体を締め付けない。
- 3) 水分をいつもより多めに取る。

などを実行して下さい。

2 地域の小学校・中学校編

1. 小・中学校に在籍する発達障害児の避難誘導

地域の学校に通う発達障害児は、災害時に次のような困難を示します。

特別支援学級などに通う子ども	通常の学級で学ぶ子ども
<p>●危険を察知できない</p> <p>知的障害の程度によっては、「地震」や「津波」の怖さがわからないために逃げようとせず、その場で遊び続けようとする子どもがいます。</p> <p>●極度におびえる</p> <p>日常的に不安の強い子どもは、大きな地震などが起こった直後は冷静に判断することができなくなり、パニック状態になることもあります。</p>	<p>●クラスの子どもについて行けない</p> <p>教師から「校庭に避難するように」と全体的な指示が出されても、どうして良いかがわかららない子どもがいます。こうした子どもが、クラスの友達の行動を見て、その友達についていくこともできないと、災害時にクラスに一人取り残される危険があります。</p>
<p>●平時の避難訓練がとても大切</p> <p>災害時には「大きな地震が来たから避難します」という説明をするとともに、平時に行っていた「避難訓練と同じにやれば大丈夫」と伝えるとスムーズに動ける子どももいます。</p>	<p>●特別な配慮を必要とする子どもを避難誘導する体制を考えておく</p> <p>学校の中で災害時に特別に配慮を必要とする子どもを誰が、どのように支援するかについて、防災訓練を通して考えておく必要があります。</p>

「心のケア」も大切です

1. 安心できる人と環境の中で避難すること

みんな一緒だから大丈夫／いつも使用している教室で避難 等

2. 一時的避難や避難所での生活に際して、見通しをもたせること

～までにはお迎えが来る／避難所では〇時にお弁当が出 等

2. 大災害に備えた小・中学校の防災訓練

(1) 発災日に学校に宿泊をしても大丈夫なように防災袋を用意する

大災害時には子どもを保護者が迎えにくるまでに時間がかかることが予想されます。最悪の場合には、その日のうちにお迎えにすることができないことも想定して、発達障害児が小学校や中学校に宿泊をしても問題ないように、防災袋を用意しておく必要があります。



この中でも

非常食が食べられるかどうか

簡易トイレなどで排泄できるかどうか

日常と異なる生活になることを想定して、発達障害児が食べられるものや用便できる方法を考えて、防災袋に何を入れるか検討することが大切です。

〔防災袋に何を入れるか考える〕

薬と薬を飲むための水
(ペットボトル)

空腹をしのぐための食料
(カロリーメイトなど)

いつもと異なるトイレではできない子には
おむつなどが必要な子もいる



(2) 独自の防災訓練を実施する

特別支援学級では発達障害児の特性に応じた防災訓練を実施しましょう。これは、災害時に誰がどの子どもの支援をするのかという避難誘導の方法を確認するという理由にとどまらず、子ども自身が地震や津波などの災害をどのように認識するかを「教育する」という意味も含まれています。

そのため、防災訓練の実施前後に時間を取って、たとえば、

地震はなぜ起きるのか？ 地震が起きた時にはどうすればよいか？

地震で家が壊れてしまったときにはどこで生活をするか（避難所とは？）

地震で家の人を迎えに来られないとき、どのようにして迎えを待つか？

など、災害時の避難方法やその後の避難所での安全確保の状況について発達障害児が理解し、見通しをもつことができるような指導を繰り返し行っておくことが大切です。

3. 小・中学校で避難所を開設する

(1) 避難所で特別な対応が必要な発達障害者

発達障害者は避難所で次のような困難を示す人がいます。

- 避難所で作られる食事が食べられない（極度の偏食がある人など）
- 雑音が気になる（聴覚過敏がある人など）
- 一人になる場所がないと落ち着かなくなる／不安が強くいつも声を出している（避難所などの大勢の人がいるととても気になる人など）
- 本人から嫌なことやしてほしいことを発信できない（どのように伝えれば良いかがわからない人など）

これらは決してわがままなのではなく、生まれつきの障害から生じている困難ですので、避難所で特別な対応が必要です。

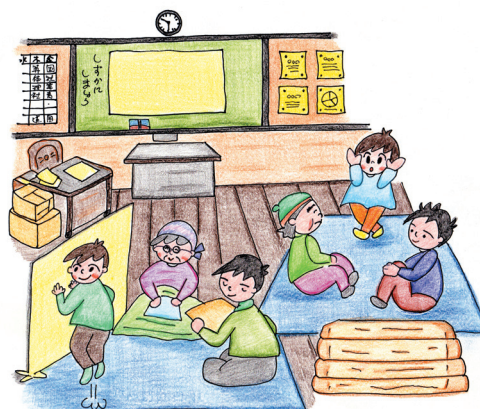
(2) 福祉避難室をつくりましょう

こうした発達障害者が避難所に来た場合には、「福祉避難」の対象と考え、特別な対応を考える必要があります。まず、そうした人がいる家族には「福祉避難室」をつくり、安心して生活できる空間を確保することから始めましょう。

【福祉避難室とは？】

- 体育館などの一般の避難者とは別の空間を災害時要援護者に対して提供するものです。
- 学校の中で避難室として使用できる教室を福祉避難室とする。
- 1家族1部屋でなくてもよい。同じような困難を抱えた家族が（パーティションなどで仕切り、1つの教室を使うのもよい）

福祉避難室のイメージ



こうした特別な対応は地域の発達障害者のために必要ということばかりでなく、各校に在籍している発達障害児の家族を助けることにつながります！

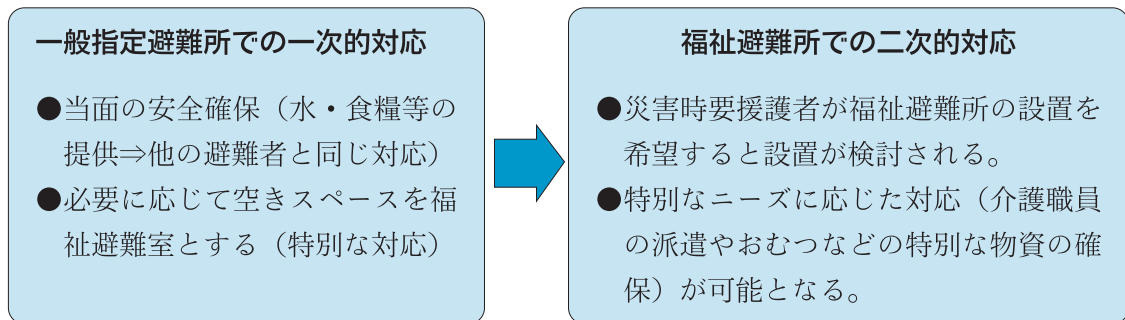


平時から学校を避難所にするを想定して、大災害発生時にはどの教室（施設・設備）を避難所に提供するかを考えておくことが大切です。

4. 避難所の運営が長期化しそうな大災害時の対応

(1) 福祉避難所の設置と誘導

小・中学校の一般避難所を運営するスタッフは、発達障害者家族が避難してきたときは、以下のようなステップで対応することが原則とされています。



自治体（市町村）内で福祉避難所の指定を受けている施設や機関がどこにあるのかについて、あらかじめ調べておきましょう。

(2) 福祉避難室での特別な対応について理解を促す

大災害時は多くの人が疲れ、ストレスを抱えています。そのため、障害者家族に特別な対応をすると他の一般避難所の利用者から不満の声があがるかもしれません。そうした声が出てくると、障害者家族は肩身の狭い思いをして、結局のところ避難所にいられなくなってしまいます。

こうしたことが起こらないように、福祉避難室を設置する場合には、避難所を運営するスタッフが避難所を利用するすべての人に「特別な対応が必要な人がいる」ということを周知し、理解を求めることが必要です。

(3) 福祉避難室を利用する人に聞き取りをする

災害時要援護者に福祉避難室を割り当てる場合には、単に区切られたスペースを与えるだけでなく、避難所生活で以下の点を確認しましょう。

- 確認すること）
- | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 必要な物品等の確認 | <input type="checkbox"/> 必要な介護内容の確認 |
| <input type="checkbox"/> 介護スタッフ等の応援要請 | <input type="checkbox"/> 医療との連携体制の確立 |

